

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 20 年 4 月 2 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の開示請求を（以下「本件請求」という。）を行った。

平成 19 年 10 月 15 日付けで知事あてに請願書を提出した尾三地域事務所農林局所管の〇〇市〇〇町の林地崩壊対策事業（又は予防治山事業を含む）について本年度実施予定とのことであり、地元関係者の一人である〇〇〇〇〇に下記の事項について概要の説明があったが、そのことについての概要設計等根拠となるデータの文書公開を願います。

- (1) 同所建設局所管で、平成 18 年度、19 年度県砂防室砂防管理グループ〇〇氏、急斜地整備グループ〇〇氏所管で実施した事務のうち、現地測量図、流水排水等の測量図、地元との交渉経緯等の移管を当然受けたと思うが、それらによる現況把握図書文書等（〇〇市、県土木部砂防室や尾三地域事務所建設局等から移管された資料及びそれに基づく作成資料）
- (2) 省略（本件異議申立ての対象外）
- (3) 請願書に図面として提示した進入路の工事経費、工事難易度観点から A 案（農林事務所案）が、B 案（地元関係者提示）より、はるかに秀れているとのことであるが、当然概算により積算された検討の上であろうが、その比較図書図面等

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「急傾斜地崩壊対策事業において作成され、尾三地域事務所農林局に提供された地元との交渉経緯」（以下「本件対象文書①」という。）及び「進入路の工事経費、工事難易度の観点から比較した図書図面等」（以下「本件対象文書②」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 20 年 4 月 10 日付けで異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、本件請求に対して、本件処分のほか、同月 15 日付けで 1 件の行政文書部分開示決定を異議申立人に行い、同人は、同月 16 日に「急傾斜地崩壊対策事業において作成され、尾三地域事務所農林局に提供された測量設計業務委託報告書及び「治山事業設計業務No.104 報告書」の閲覧を終了している。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 4 月 16 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

正常な業務遂行がなされていれば、本件対象文書の不existenceはあり得ない。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

### (1) 本件対象文書①について

ア ○○市建設部土木建設課が私に送付した公文書による同意を求めたものであり、地元折衝の文書がないことはあり得ない。また、計画平面図により危険箇所の指定及び工事施行の同意を求める文書があり、地元との重大折衝がなされたのにその事実を示す文書が県尾三地域事務所農林局に引き渡されていないということはあり得ない。私よりの工事進入路、排水路の設置についての意見申出の聞取文書がなぜないのか。地元関係者を集めていた工事説明及び地元意見の開陳を記した文書はなぜないのか。

イ 上記アの主張を具体的に補足すると次のとおりである。

本事業は、平成 18 年度及び平成 19 年度にわたって、急傾斜地崩壊対策事業として○○市に対して、広島県知事が補助金(平成 18 年度 50,000 千円、平成 19 年度 20,000 千円)を交付決定し、事業の監督をしたものである。

○○市は、事業に着手し、設計図作製関係地権者(本件異議申立人である私等)へ同意を求め(崩壊危険区域指定崩壊防止工事の施工)、また、県尾三地域事務所担当主査が、その後、平成 20 年度に農林水産省林野庁所管の治山事業としての計画について地元関係者に説明、意見等の聞取りをした際等の行政文書が存在する。

上記の事業は、適用法令は違うが、いずれも広島県知事の所管事業であり、この事業種目の変更について情報公開を請求しても明確な情報公開がなく明白な説明が出来ない。

この間、請求している行政文書が、上記のように存在しながら、最も重要な危険対策(地権者の工事に伴う危険性の軽減、工事費の軽減等)等について地権者(関連地域住民、私を含む)との聞取請願がなされているのを無視し、今回の私あての知事の公文書による回答意見等において因果関係がないとか、異議申立てが憶測にすぎないとかの文書は正常な広島県知事の言とは言えない。

まして、崩壊の危険区域であるから、その地域指定は防止策についての同意文書の存在(申し出があったが同意してない。改善の請願書を提出している)は、○○市の申出文書は別添のとおり、請願書についても別添のとおりである。事故が万一発生した場合は責任は如何なるのか。この件について情報公開請求しても関係文書を隠匿していること、事業のいたずらな長期化により地元にも多大な迷惑をかけたこと責任は如何なるのか。

### (2) 本件対象文書②について

ア 工事進入路排水路の設置についての私よりの意見申出の聞取文書はなぜないのか。進入路について地元○○○○○に示された二案について工事費の比較説明があったが、その積算根拠の文書はなぜないのか。

イ 上記アの主張を具体的に補足すると次のとおりである。

本件対象文書②については、最初(平成 18 年度、19 年度)の適用法令による工事に危険が伴うと文書で同意を求めたものが、理由の不明確なまま(説明がないまま)、工事適用法令を変えて、計画している工法は全体的にも未だ普及していない工法であり、素人目に見ても危険度が傾斜度、土質、地形等かつ極めて危険度が高いと思われるが、何らの説明もなく全く話し合い同意等もなされず、法令は違っても現地の状況は全く変わらないのであるから最初から危険度が高いと公文書で通知したものが工法について比較検討する

ことが法令で定められていないからしなくても良いと貴審査会に提出した県知事の公文書に明記されているが、貴審査会として許容出来るものか疑問に思われる。

貴重な県費を支出して行われる工事であるのに、進入路に限らず、危険度と共に工費、工事の事後維持管理の経費等当然慎重に検討されるべきではないか。

資料があるべきなのになんと言っただけでなく、そのようなことは検討する必要はないとは全くあきれものであり、行政不服審査を貴審査会以外にも請求しなければならないと思料する。

最後に、本件について、既に請願で工事内容、進入路等についても地元関係者として請願を提出しており、現在着手している工法について崩落の危険度が高いことを示す工事写真も一部提出する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると、本件対象文書を不存在とした理由は、次のとおりである。

##### 1 本件対象文書①について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域において行う、急傾斜地崩壊対策事業を前提とした地元との交渉経過等を示す行政文書は、森林法に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業である治山事業とでは根拠法が異なることから、事業遂行上有効性を欠くため引き継ぐ必要がなく、取得していないため不存在とした。

ちなみに、測量設計に係る委託報告書など有効な資料は文書により引き継いでいるものである。

また、他の行政機関(〇〇市土木建設課)が主体となって進めていた急傾斜地崩壊対策事業が中止され、新たな事業としての治山事業が執行されることになり、事業主体が当機関(尾三地域事務所農林局)へ変更になったというような公共事業の場合において、関係法令上、〇〇市が作成・取得した行政文書を同市から当機関が引き継ぐことを義務付けている規定がなく、仮に引き継いだとしても、口頭による引き継ぎで間に合っていることも、本件対象文書①を取得していないことを裏付けているものである。

なお、異議申立人は正常な業務遂行がなされていれば本件対象文書①を保有していないことはあり得ない旨を主張するが、正常な業務執行と本件対象文書の存在との間に、因果関係があるとする異議申立人の主張は憶測に過ぎないものである。

##### 2 本件対象文書②について

進入路は、一時的に、機械類及び資材搬入のための道路であり、計画に当たっては施工性・経済性を考慮の上、決定する必要がある。

進入路として考えている市道は、工事車両の通行に支障のない規格、構造を有しており、既存の市道を利用の方が工事経費、工事難易度の何れの観点からも優位であることは明らかであり、既存の市道を利用する案と新規の進入路を設置する案に係る工事経費等を比較した行政文書を作成する必要がなく、現に作成していなかったため、不存在とした。この点について更に具体的に説明すると次のとおりである。

現行市道を利用する場合、現在のまま工事箇所直下まで使用でき、工事費及び工事期間はまったく必要ないが、他からの進入路は、幅員が狭く幅員の拡張と新設が必要となり、新たに用地交渉、測量、設計、工事費及び工事期間が必

要となる。このため、経費及び工期短縮の観点から異議申立人の主張する案は、比較に値しない

また、公共事業を進めるに当たり、複数の進入路案が想定されるようなケースにおいて、本件のように、計画案が客観的に費用対効果が優位であることが明らかな場合において、当該複数案のいずれを選択すべきかの意思決定のための比較検討資料の作成を義務付けている関係法令はなく、本件対象文書②を作成していないことが裏付けられているものである。

なお、異議申立人は、正常な業務遂行がなされていれば本件対象文書②を保有していないことはあり得ない旨を主張するが、工事経費等を比較した資料を必ずしも行政文書化までして作成するとは限らない点は、上述したとおりであり、異議申立人の主張は憶測に過ぎないものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書①について

本件対象文書①は、「急傾斜地崩壊対策事業において作成され、尾三地域事務所農林局に提供された地元との交渉経緯」である。

異議申立人は、「〇〇市の土木担当課から計画平面図により危険箇所の指定及び工事施行の同意を求める文書が私に対して提示されており、そういった地元との重大折衝がなされたにもかかわらずその事実を示す文書が県尾三地域事務所農林局に引き渡されていないということはあり得ない。」などと主張しているため、本件処分の妥当性について、以下検討する。

- (1) 〇〇市が実施しようとした急傾斜地崩壊危険区域において行う急傾斜地崩壊対策事業と、県尾三地域事務所農林局が森林法に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業である治山事業とを比較した場合、実施根拠となる法令が異なっており、仮に工事対象地域が重なったとしても、地権者との交渉条件が変更になり保安林指定等に係る新たな説明が必要となることから、〇〇市が作成した交渉資料が有効性を欠くとの実施機関の説明に、特段不合理な点は見当たらないものと認められる。
- (2) また、同農林局が、測量設計に係る委託報告書など有効な資料は文書により引き継いでいる点や上記(1)のとおり有効性を欠く資料まで引き継ぐ必要性がなかったと主張している点について、当審査会の事務局職員をして、公共事業を担当する本庁関係課に、関係資料の引き継ぎを義務付けている法令の有無を確認させたところ、そのような法令は見当たらないとの説明があったことから、「地元交渉資料について、県が〇〇市から関係資料を引き継ぐことを義務づけている法令は見当たらず、仮に引き継いだとしても、文書によるのではなく、口頭による引き継ぎで間に合う。」との実施機関の説明についても、特段不合理な点は見当たらないものと認められる。

以上のことから、本件対象文書①を作成していないとして不存在であることを理由に不開示とした実施機関の決定は、妥当であると認められる。

### 2 本件対象文書②について

本件対象文書②は、「進入路の工事経費、工事難易度の観点から比較した図書図面等」である。

異議申立人は、「貴重な県費を支出して行われる工事であり、進入路に限らず、危険度とともに工費及び工事後の維持管理経費等が当然慎重に検討されるべきであって、そういった検討資料が作成されていないのは不自然である。」旨などを主張しているため、本件処分の妥当性について、以下検討する。

実施機関は、本件治山工事に係る進入路としては、工事車両の通行に支障の

ない規格、構造を有しており、既存の市道を利用の方が工事経費、工事難易度の何れの観点からも優位であることは明らかであることから、既存の市道を利用する案（以下「A案」という。）と新規の進入路を設置する案（以下「B案」という。）に係る工事経費等を比較した行政文書を作成する必要がなかったと主張している。

この点について、当審査会において、A案の優位性に関わるより具体的な説明を実施機関に対し求めたところ、「B案は、幅員が狭く幅員の拡張と新設が必要となり、新たに用地交渉、測量、設計、工事費及び工事期間が必要となることから、経費及び工期短縮の観点においてB案は比較するに値しない案である。」旨の回答があった。

この回答は、上記のような比較検討を行うとしても、あえてその検討内容を文書化するまでもなかったことについて十分な合理性があることをうかがわせる内容のものであることから、本件対象文書を作成していなかったことが不自然ではないと認められる。

以上のことから、本件対象文書②を作成していないとして不存在であることを理由に不開示とした実施機関の決定は、妥当であると認められる。

### 3 その他

異議申立人によるその他種々の主張は、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 5. 12	・ 諮問を受けた。
20. 6. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 7. 23	・ 実施機関から理由説明書を収受した。 ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した
20. 8. 7	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 8. 8	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 9. 27 (平成 22 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 11. 18 (平成 22 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 12. 10 (平成 22 年度第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 1. 14 (平成 22 年度第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 准 教 授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授